

共同声明での対立留保は長続きするか？

米国は今年に入り、通商政策を積極化させています。しかし、19日の米中共同声明公表後、ムニューシン米財務長官が制裁関税の留保(停戦)を表明するなど米中貿易戦争(?)は、当面様子見となることも期待されます。ただ、両国間の緊張は、以下の点を考慮すると今後も継続する可能性があると考えられます。

米中通商交渉:中国は米国からの購入を大幅に拡大、貿易戦争は回避されたと表明

米国と中国は通商摩擦緩和のための協議(2018年5月17、18日)を実施しました。19日に発表した共同声明は、中国が米国製品の購入、特に農業とエネルギー分野で大幅に増やすことに合意したと述べています(図表1参照)。

ただ、共同声明には中国の購入の具体額は盛り込まれず、また、前回の協議で米国代表団が中国当局に求めた20年末までに、年間の対米貿易黒字を18年に比べ、少なくとも2000億ドル削減することへの言及も回避されました。中国側から協議に参加した劉鶴副首相は、米中間の貿易戦争は回避されたと述べています。

どこに注目すべきか: 共同声明、貿易黒字、米朝会談、中間選挙

米国は今年に入り、通商政策を積極化させています。しかし、19日の米中共同声明公表後、ムニューシン米財務長官が制裁関税の留保(停戦)を表明するなど米中貿易戦争(?)は、当面様子見となることも期待されます。ただ、両国間の緊張は、以下の点を考慮すると今後も継続する可能性があると考えられます。

まず、共同声明は貿易黒字削減など重要項目であっても、具体的な目標というよりは、あいまいで努力目標的な表現となっていることです。中国が貿易黒字削減に取り組んでいる間、米中とも関税の応酬は控えることは明らかにされましたが、具体策に欠ける印象です。今月末にロス商務長官が訪中して大筋合意のつめを検討する模様で、こちらの動向も注意が必要です。

共同声明には含まれなかった内容にも注意が必要です。例えば、対イラン制裁に抵触したとされる中国大手通信機器メーカーへの対応は不透明です。単なる時間稼ぎなのか、それとも深刻な問題となっているのか、事態を見守る必要があります。

一方、この時期、米中間に休戦ムードが必要な理由に、米朝会談の実現が控えていることが考えられます。米朝会

談は6月にシンガポールで開催が予定されています。3月に、北朝鮮の金正恩労働党委員長と習近平国家主席が会談したように、北朝鮮の後ろ盾に中国がいると見られることから、今は中国への配慮も必要かもしれません。

トランプ大統領の支持率を見ると、今年になり通商政策を積極化させてから、概ね上昇傾向です(図表2参照)。中国が大切な輸出相手である米国農家など、関税反対の意見に配慮も必要でしょうが、トランプ政権の支持層は概ね通商戦略に好意的と見られます。中間選挙の山場(恐らく夏以降?)に、再び圧力を高める可能性も考えられます。

なお、中国の対米黒字額削減目標の2000億ドルは短期間に変更されたことを見ても、政治的には重要なが、本質的な問題ではないのかもしれませんが。むしろ、知的財産権侵害に名を借りた、米中のハイテク分野などにおける覇権争いが、中長期的には対立の本質とも見られます。であるならば、通商問題は息の長いテーマと見るべきかもしれません。

図表1: 2018年、米中の主な通商交渉や政治イベント

時期	項目	主な内容
1月23日	通商法201条	太陽光パネルや家庭用洗濯機に関税
3月1日	通商法232条	鉄鋼・アルミニウムへの追加関税
3月22日	通商法301条	知的財産侵害で500億ドル追加関税
3月25日~	中朝首脳会談	金正恩氏が突如訪中、習氏と会談
4月4日	中国対抗措置	通商法301条に対する報復関税公表
4月27日	南北首脳会談	韓国、北朝鮮首脳が板門店で会談
5月3、4日	第1回米中協議	対米貿易黒字2000億ドル削減要求
5月17、18日	第2回米中協議	19日共同声明、2000億ドルに言及無

※主に、米国から中国に対する要求内容(4月4日は中国の対米措置)
出所: 各種報道等を参考にピクテ投信投資顧問作成

図表2: トランプ大統領支持率の推移



●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。